

平成 22 年 5 月 13 日

## 携帯電話基地局操業差し止め請求事件の裁判への傍聴について（報告）

5月10日、太田龍議員より標記裁判に関する状況報告があり、平成19年に市が実施した健康相談について、今後、裁判所より情報提供を求められるとの情報が入ったことを受け、裁判（2回目の公判）を傍聴いたしましたので報告いたします。

1、日時 平成22年5月12日 13:30~14:10

2、場所 延岡地方裁判所

3、裁判の内容

●原告、被告双方の提示資料確認

●意見陳述（陳述書添付）

① 原告のひとり 西本清美氏

② 原告弁護団 亀井正照氏

4、参加者

岡田氏夫妻ほか地元住民の原告団、徳田、亀井両弁護士のほか6~8名弁護士、傍聴者（10名程度）で、被告側、KDDIは2人でした。

5、参加議員

太田龍議員（原告団）

西原茂樹議員

松田満男議員

6、その他

裁判後、裁判官と原告、被告出席による進行協議が行われました。

原告団と弁護団は中小企業センターにおいて内部会議を行うとのことでした。

参加・報告者 竹井由美子



# 意見陳述書

平成22年5月12日

原告 西本 清美

今から3年半ほど前の平成18年9月頃だったと思いますが、台風が過ぎた辺りから私の日課である犬の散歩の途中カーサ・リリオの屋上に人の姿を見かけていました。その時私は台風でアパートが雨漏りでもしたのかなと思うくらいで気にも留めていなかったのに実はそれが恐ろしい出来事の始まりでした。

それからしばらくしてカーサ・リリオの屋上に電波塔が建ち周りでなんとなく気ぜわしくなっていました。

その時私は電磁波の怖さを何も知りませんでしたので気にもなりませんでしたがある日の夕方「皆でオーナーさんの家に電波塔の事を聞きに行く。」というのでその時は建ってしまった電波塔の事だから今後の事もあるので聞いておこうかなと軽い気持ちで一緒に行きました。

しかし私としましてはこの問題がそれほど深刻だとは思っていなかったものでそれで私の気持ちは終わっていました。

それからどのくらいたった頃でしょう。誰からだったかも覚えていませんが岡田さんご夫妻の体調が悪くなった事を聞きました。

しかし私はその後も電磁波の説明会や住民の集まりなどがあったようですがあまり興味もなくまさか自分にこの災難が降りかかってくる事など疑っていませんでしたので私は今まで通り普通に生活しておりました。

今考えれば無知だったがゆえ平気でいられたのだと思います。

そんな時忘れもしません。平成19年2月6日主人が「耳鳴りがするような気がする。」と言いだしたのです。翌日も主人は「どうもおかしいので岡田さんに「耳鳴りってどんな感じなのか聞いてみてくれないか」と言うので私は岡田さんの事務所に走りました。それから岡田さんご夫妻も心配してすぐに家へ訪ねて来てくれ、玄関先で色々話を聞きそれは電磁波の影響による耳鳴り

ではないか という事でした。

それからが 我が家の 大変な事態の幕開けでした。

私共 結婚して 30 年 主人は とても優しく 穏やかな人で 大きな声を上げる事など 今まで一度もなく ユーモアがあり 明るく、そして いつも冷静で まじめな人でした。

ところが 耳鳴りが始まってからは まるで人が変わった様に 異常なくらい イライラして 興奮気味で 不安そうな そんな主人を初めて見て 私は 怖く 不安になりました。

そして主人は 今まで 大きな病気を 経験した事がなく たまに 風邪を引く程度でしたので 今思えば その時の主人は かなり精神的に 参っていたのではないかと 思います。

そんな健康な人でしたから 悪い病気にでも かかったのかもしれないと 忙しい仕事の合間を縫って 2月9日には 近くの耳鼻科を受診しましたが 「どこにも異常がない 気のせいだ。」と医師に言われただけでした。

それでも主人は 納得出来ない様子で 電磁波のせいなのか どうか確かめようと 翌日の 10 日 延岡市内で 携帯電話の電波が届かないとされている 安井・神戸地区の山の中へ 二人でお弁当を持って出掛けました。そこで お昼を済ませ お昼寝をしていた 主人は「耳鳴りが消えた。」と言い出したのです。私はよかった とホッとしたのもつかの間で 家に近づいた頃には また「耳鳴りが始まった。」と言い出したのです。これで 私どもは 主人の耳鳴りは 電磁波の影響に 間違い無いと 確信しました。

それからまもなく 主人は カーサ・リリオのオーナーさんや熊本の 総務省九州総合通信局へ 「なんとか 電波塔が 撤去出来る様にならないか」と 話に出かけました。この様な事をする人ではなかっただけに まるで 人が変わった様な 主人の言動に 私は不安を 覚えずには いられませんでした。そんな主人は 頭の中で 音がするのだから きっと悪い病気になったのかもしれないと さらに、立て続けに 県病院や米田脳神経外科を受診しましたが 結果は 耳鳴りという事で他に 何の異常も見つかりませんでした。

そんな中 私自身と言えば 主人の不安な行動や言動と一緒に生活しながらも 特に異常な症状もなく この時は まさか自分も耳鳴りがする様になるとは 夢にも思って いませんでした。なぜなら私の母親が 現在 満 92 歳になりますが それなりに元気で 私も親のDNAを持っているだろうから きっと元気で 長生き出来ると自分の中で 確信していたからです。

しかし その確信も 残念ながら崩れ とうとう私自身も 平成 19 年 5 月の初め頃から 少しずつではありましたが 耳の奥で 蝉が鳴く様な音を感じ始める様になりました。

ところが 私にまで 異常が出始めたという事を 主人が知ったら 何をしでかすか わからないと言う 恐怖に近い 思いがありましたので、すぐに 主人に打明ける事は 出来ませんでした。

そうした思いで 1ヶ月程 不安で つらい思いを続けていましたが、耳鳴りの音は 激しくなるばかりで これは大変な事になった という思いを抑える事が出来ず 6月になって 主人に初めて 事実を打ち明けました。その日から 耳鳴りと言う 苦しさを 共有する事になりました。

今の私は 耳鳴りが 一日中続き ひどい時は 耳の下あたりが じりじりと痛くなります。

そしてまた 平成 21 年 12 月 15 日 突然 何の前ぶれもなく 吐き気と ひどいめまいが 襲って来ました。生まれて初めて めまいを感じ 恐ろしくなって すぐに主人に 病院へ連れて行ってもらいました。その時は 注射をしてもらって すぐに良くなりましたが 耳鳴りだけではなく めまいの恐怖までが 生活の中に 出て来た今 またいつ めまいが襲って来るのかと とても不安な毎日です。

でも 不安ばかり思っていたの生活は したくないので 電波の強い場所から のがれた方が良くと 前に聞いていたので 電波が弱いとされる 沖田ダムに出かけました。すると 沖田ダムの近くに 差し掛かった辺りから 体がスーッと軽くなりました。急いで 持っていた携帯電話のアンテナを見たら 圏外でした。その時 自分の体が電波の影響を受けている事を 実感した瞬間でした。

その後 辛い時は しばしば 沖田ダムに出かけています。そして この 体がスーッと軽くなる不思議な感覚は 忘れもしません

平成 19 年 2 月 27 日に カーサ・リリオの屋上にある 基地局の電波を止めて計測した まさしくあの時にも 味わった感覚でした。その時近所の方々と「体が軽くなったね。」と話した時の感覚と 沖田ダムの近くで 体が軽くなった感覚が同じだったのを しっかりと覚えております。

この人の目には見えない 怖い、強い電波の影響を 私が 身をもって感じている この状況を どうか 分かって頂けないでしょうか。

そして 今現在も 次々と 少しずつではありますが 体調の異常を感じている方々が 確実に増えています。なぜ そう言い切れるかと申しますと 最近 実感する 出来事があったからです。実は弊社の事務員が 4 月 20 日 仕事中に鼻血を出しました。本人によると 鼻血が出たのは小学生以来 との事で かなりびっくりした様子でした。最近 回りでも 鼻血を出した方の話を 良く聞いていたので 気になります。私は事務の者に 異常が出ない事を ずっと願っていただけに かなりのショックを 受けております。 ですので どうしても 一日も早く 電波を止めて戴きたいと お願いしたいのです。

そして 私が 一人の母親として 電波の悪影響が 子々孫々と つながって行くこの状況に いてもたってもいられない思いでいます。

どうか どうか カーサ・リリオ屋上の 電波塔の撤去を よろしく お願い致します。

## 意見陳述書

平成 22 年 5 月 12 日

原告ら訴訟代理人

弁護士 亀井正照

本件訴訟の第 2 回口頭弁論にあたり、原告ら訴訟代理人として、本件訴訟に関する科学的知見とその評価の仕方並びにその到達点について意見を申し述べます。

### 第 1 科学的知見と裁判

- 1 もともと、科学的知見に関する事項が裁判で争われることはこれまでもありました。薬害・公害事件などはその典型例といえるでしょう。  
そして、裁判では因果関係の論争となり、原被告双方が学者を証人として立て、供述合戦の様相を呈したと言っても過言ではなかったと思います。
- 2 その専門家らによる供述合戦を前に、司法は科学的知見に取り組みつつも、いつしか思考停止に陥り、意識か無意識かは別としても、何々大学の教授であるとか、政府審議会委員であるとかの肩書きに寄りかかり、権威に追随する結論を導いてしまったことが、少なからずあったのではないのでしょうか。
- 3 近年では、刑事冤罪事件として有名な足利事件において、DNA 鑑定が問題とされながらも、国などの研究所の行った検査、訓練を受けているはずの技術者による鑑定という「権威」のために、司法がその射程や評価を誤り、あってはならない冤罪を司法が作り出したわけです。
- 4 本件のように携帯電話基地局から放射される電磁波（マイクロ波）は、

近年、技術革新が進み、作り出されてきた新種の電磁波です。その生体への影響という分野も内容が複雑で、簡単な答えが出せない領域といえると思います。そのような新しい科学的知見が問われている本件のような裁判でこそ、その科学の特質を把握し、評価を誤らないように、心して取り組まなければいけないものと思います。

## 第2 科学的知見の取扱いについて

- 1 ノーベル物理学賞受賞の故ファインマン氏が、1963年の講演で、科学はその性質上、不確実なものであり、だからこそ知的探求が続けられていくものであると指摘したように<sup>1</sup>、そもそも、科学には「作動中」、「更新性」という特質があります。

科学は常に進歩し続けるものであり、科学的な知識は現在進行形で形成が進められるものです。現時点の科学的知見は決して完全ではなく、作動し続ける特質を持ちます。<sup>2</sup>

したがって、それは、どの時点での、どういう情報をもとにした知見か、という点を見誤ると間違いを犯すことになります。例えば、WHOの見解だと言っても、被告提出の乙第3号証などを見ると、平成18年5月時点のものであり、現時点で4年経過しています。その間の知見は反映されていないのです。また、被告提出の古い裁判例、例えば、乙第4号証の平成16年の裁判例などは、最新の知見を全く踏まえていません。

また、科学論文には常に限界があり、批判を受け、進歩していきます。例えば、ノーベル賞受賞論文でも、その研究・論文の意義とともにその限界性を自ら指摘し、後の研究に委ねる箇所を明示しています。自らの論文において研究の限界を明示することは、科学の進歩に寄与するものではあっても、決して論文の価値を低く貶めるものではありません。<sup>3</sup> 今後、被告側から、原告提出のマイクロ波による健康被害を示す甲号証

---

<sup>1</sup> R. P. ファインマン、大貫昌子訳「科学は不確かだ！」岩波現代文庫、2007年参照。

<sup>2</sup> 藤垣裕子「『固い』科学観再考」『思想』2005年5月号、岩波書店、29頁以下参照。

<sup>3</sup> 酒井聡樹「これから論文を書く若者のために」大改訂増補版、2006年、共立出版110頁参照。

について批判する文献が出るかもしれません。しかし、その論文に限界があっても、その論文の価値は何ら損なわれないものなのです。

- 2 また、学者の意見とされるものも、どのような根拠を有しているのかを見極めなければ正しい評価はできません。

学問の世界には学会や研究会などがあり、「査読」システムがとられています。例えば、各国の制限値以下の電磁波で DNA 損傷や染色体損傷が生じるのかを再検証可能な形で実験したヨーロッパのレフレックス報告を日本に紹介する論文が物理科学雑誌である「パリティ」に掲載されています（甲 1 3）。これは学術雑誌としてその知的水準が維持されているかをその道の専門家がチェックした上で、レフレックス報告紹介の論文の掲載が許可されたものであり、その信用性は高いものです。もちろん、日本の学会にはあまい査読で論文掲載をしてしまい、それが批判される例が散見されますが、一般には、知のレベルというものは今述べたような「査読」というシステムを通じて学術雑誌に掲載されることで、そのレベルが保証されるシステムになっています。<sup>4</sup> 「査読」を受けた論文に依拠する意見でなければ、「科学的合理性」は認めがたいのです。

被告は、乙第 2 号証や乙第 3 号証などの総務省や WHO の見解などを根拠にするのですが、しかし、誰が責任をもって、知的水準を維持しながら、そのような見解を明らかにしたのかという観点で見ると、これが全く不明なものなのです。学術的な根拠という点でいうと、総務省の見解といっても、WHO の見解と言っても、「科学的合理性」が認められるものではないのです。

- 3 さらにいえば、科学実験の特質という点も指摘できます。

科学実験というものはネガティブな結果（影響がないという結果）は容易に出て、ポジティブな結果（影響があるという結果）は簡単には出ない、といわれています。実験数や症例数を少なくして研究すれば、有意な結果は得られていない、ということになりがちです。スウェーデンのカロリンスカ研究所のステファン・レーンらの論文では、10 年以上携

---

<sup>4</sup> 藤垣裕子「専門知と公共性」東京大学出版会。22 頁以下参照。



携帯電話を使用した場合に聴神経腫瘍のリクス上昇が示されています（甲9）。しかし、これが5年ほどで研究を打ち切れれば、有意な結果は得られなかったという結論になるのは当然のことです。そのような研究と論文の数をいくら積み重ねても、リスク評価に何ら資するものはないのです。

また、研究資金の出所に研究結果が影響されるという学术论文が外国で公表されています。研究資金の出所先に不都合な結果が出た際に、研究資金が打ち切られてしまうと、今後の研究予算がなくなってしまうわけで、研究者にとっては死活問題になりかねないことは想像できます。そのような研究資金の出所の影響を（意識か無意識かはいろいろとあるでしょうが）考慮してしまい、その論文の考察や評価が歪んでしまう、ということは一般に生じうるわけです。<sup>5</sup> 被告が何らかの学术论文を証拠として提出してきた際には、この点の精査、研究資金の出所の確認が欠かせません。

- 4 以上のような科学の特質、科学実験や科学論文の特質などを踏まえていなければ、科学的事項が問題になった裁判においては、正しい証拠評価もできないのです。

### 第3 科学的知見の到達点

- 1 携帯電話から放射される電磁波、マイクロ波の生体影響に関する科学的知見としては、様々な論文が公表されています。そして、訴状において、2000年6月のザルツブルグ国際会議での知見とそれ以後の知見に分けて指摘しましたが、まさにザルツブルグ国際会議の知見が追認され、補強されていくものでした。
- 2 そもそも、疫学研究は因果関係を直接的に証明するものです。電磁波に関する各種疫学研究によっても、電磁波症候群が報告され、基地局との距離によって、差が生じていることが明らかにされました（甲5、甲7、

---

<sup>5</sup> 平成20年3月31日科発第0331001号厚生科学課長決定「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」参照。

甲10、甲11など)。もちろん、個別の疫学研究には電磁波強度の測定をしているもの、していないものなどもありますが、研究の方向性は明らかにマイクロ波による健康被害を示しています。

- 3 また、低出力の電磁波によって、DNA が損傷されることを示す論文は出されていましたが、さらに、ヨーロッパ各国の研究機関による共同研究で、追試可能な形で、そのDNA 損傷のみならず、染色体損傷まで生じていることが、レフレックス報告によって示されました（甲13）。しかも、そのメカニズムも活性酸素が作用していることまで明らかにされつつあります。分子生物学のレベルで証明されているわけです。
- 4 電磁波による生体影響、健康被害として、ガン、白血病、心臓の不整脈、心臓発作、睡眠障害、生殖への影響、メラトニンの減少とカルシウムイオンの生体内減少状態に関連した免疫システムの能力低下等も示されています。ショウジョウバエの産卵能力への影響（甲12）などで明らかにされていることは、人についての生体影響、健康被害を補強しているものに外なりません。
- 5 さらに、近年、バイオイニシエティブ報告（甲14）が公表され、その研究成果は欧州議会の決議や携帯電話基地局差止を認めるフランスでの判決などの国際的潮流をもたらしています。

#### 第4 まとめ

正しく科学的論文を評価するならば、マイクロ波の生体影響、健康被害に関する主要研究の到達点は、次のようにいえます。

- ① マイクロ波の健康影響に関する疫学調査は蓄積されており、携帯電話の長期間の使用例や中継基地局周辺住民に、脳腫瘍、聴神経腫、うつ症状、睡眠障害、イライラ感、頭痛、耳鳴り等の多彩な症状の発現が有意に認められたとの報告が相次いでいます。

これらの調査研究は、携帯電話の長時間使用者や中継基地局周辺住民にマイクロ波による健康被害が生じていることを強く示すものです。

- ② レフレックス研究は、各国の電磁波制限値以下の被曝によってDNA 損傷、染色体損傷が生じること、そのメカニズムまで明らかに

なりつつあります。DNAや染色体の損傷が、発がんはじめ重大な健康被害をもたらすことは、公知の事実です。

- ③ 以上の調査・研究からは、各国の電磁波制限値がマイクロ波の長期曝露による慢性影響には、安全値として全く機能しないことが明らかになったわけです。

このような科学的知見の到達点を踏まえ、さらに本件基地局では通常の基地局と異なり、そのアンテナの高さが低く、いわば真横からマイクロ波の放射を受けるという特殊性を加味して考えるならば、本件基地局によって原告ら周辺住民に健康被害が既に生じていることは明らかです。

裁判官におかれましては、原告一人一人の訴えを真摯に聞いて、日本の司法の果たすべき役割について、賢慮いただきたいと切に願う次第です。

以 上

携帯電話基地局からの電磁波が人の健康に及ぼす影響の研究推進について

資料

1. お願い文

2. 経緯

3.

資料① 携帯電話無線基地局についての地元住民の陳情について  
(総務省九州総合通信局 局長宛)

資料② 携帯電話無線基地局についての地元住民の陳情について  
(KDDI㈱代表取締役社長兼会長 小野寺正宛)

資料③ 携帯電話無線基地局設置時について (お願い)  
(㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンクモバイル㈱ 各代表者宛)

資料④ 携帯電話無線基地局設置時について (ご回答)  
(㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンクモバイル㈱ 連名)



延生第 482 号  
平成24年11月20日

総務省九州総合通信局  
局長 児玉俊介 様

延岡市長 首藤正治



携帯電話基地局からの電磁波が人の健康に及ぼす影響の研究推進について

延岡市政につきまして、日頃から格別のご配慮を賜り深く感謝申し上げます。  
標記のことにつきまして、平成18年10月にKDDI(株) (以下「被告」という。)が設置した携帯電話基地局に関し、付近に居住する30名の市民(以下「原告」という。)が同基地局から放射される電磁波により健康被害が生じていることを理由として、人格権に基づいて、操業の差し止めを求める訴訟を提起しました。

当該訴訟につきましては、去る平成24年10月17日に延岡地裁で判決が言い渡され、原告の請求は棄却されたところです。

しかしながら、これを不服とする原告は10月29日には控訴しております。  
情報通信社会のここ数年の急速な進展は、我々の想像をはるかに超えるものがあり、それだけに不可視の電磁波に対する情報も入り乱れる中で住民の不安もより大きなものになっているのではないかと考えられます。

当該訴訟においては原告及び被告がそれぞれの立場で、平成2年6月に貴省が示された電波防護指針を基本に、医師の所見やWHO等の公的機関の見解等が判断基準として引用されておりますが、これらの所見や見解に対する様々な異論や諸説もあり、双方の十分な納得が得られていないようです。特に、住民の健康不安は解消されていない状況です。

延岡市といたしましては、一日も早く住民の健康不安が解消されることを第一と考えております。

このため国におかれましては、携帯電話基地局からの電磁波が人の健康へ及ぼす影響について、電気通信技術審議会の答申にもありますように、今後更に疫学調査を含めた研究を推進していただき、一日も早く住民の健康不安が解消されますようよろしくお願い申し上げます。

(文書取扱 生活環境課)

TEL: 0982-22-7001 FAX: 0982-31-5515

Eメール: s-kankyo@city.nobeoka.miyazaki.jp

大貫町携帯基地局電磁波の各対応

平成24年11月21日（水）

	KDDI	原告	延岡市	国
h2.6				○電波防護指針 (人体に影響を及ぼさない電波の強さの指針)
h9.4				○電波防護指針 (携帯電話端末の指針を追加)
h18.9	○大貫町のマンション屋上に携帯電話のアンテナ建設計画			
h18.10	○基地局操業開始			
h18.11		○住民が健康被害を訴え始める		
h19.6		○地元区より市長に陳情		
h19.7			○市長名で文書発送（総務省九州通信局長、KDDI社長） (住民の健康不安を報告、適切な指導・対応のお願い)	
h19.11			○大貫中区公民館で健康相談実施	
h20.9			○中高層建築物指導要綱 (15mを超える電波塔の建築計画の届出)	
h21.12		◎携帯基地局の操業停止を求めて訴訟		
h22.12			○大貫中区公民館で健康相談実施	
h23.1			○市長名で文書発送（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル） (15m以下でも住民説明をお願いする。)	
h23.3	○連名で対応回答（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル） (近隣住民から質問、要望があれば説明会の開催等対応する)			
h24.10		◎判決：請求棄却		
h24.10		○控訴		
h24.11			○市長名で文書発送（総務省九州総合通信局長）	

延生第 318号  
平成19年7月//日

総務省 九州総合通信局  
局長 様

延岡市長 首藤 正治

携帯電話無線基地局についての地元住民の陳情について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本市大貫町に建設されている携帯電話無線基地局に関しては、昨年からの地元による施設撤去等の反対運動が展開されております。このような中、当地では、耳鳴りや頭痛などの健康被害を訴える住民が徐々に増加し、このたび地元から陳情を受けた次第です。

この健康被害と携帯電話無線基地局との因果関係は不明ですが、本施設は、各所に同様な施設が多数建設されているとお聞きしています。本市では、このように多数の住民が健康被害を訴える事例を他に把握していないため、その対応に大変憂慮しているところです。

貴局におかれましては、関係法令等に基づき電波利用を推進いただいているところですが、陳情の趣旨をご配慮いただき、適切な調査・対応及びご指導をよろしくお願いいたします。

なお、地元より提出された資料の要旨を添付いたします。

(情報取扱：生活環境課)

延生第318号

平成19年7月11日

KDDI株式会社

代表取締役社長兼会長

小野寺 正 様

延岡市長 首藤 正治

携帯電話無線基地局についての地元住民の陳情について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴社が本市大貫町に建設されている携帯電話無線基地局に関しては、昨年11月、地元より工事中止と施設撤去を求める署名簿が提出され、住民に対する十分な説明等をお願いしたところです。

しかしながら、その後、耳鳴りや頭痛などの健康被害を訴える住民が徐々に増加し、このたび地元より陳情を受けた次第です。この健康被害と携帯電話無線基地局との因果関係は不明ですが、市といたしましては、これだけ多数の住民が健康被害を訴える事態に大変憂慮しているところです。

貴社におかれましては、電波法等関係法令に基づいて適法に進めておられると考えておりますが、陳情の趣旨をご配慮いただき真摯な対応をよろしくお願いいたします。

なお、地元より提出された資料の要旨を添付いたします。

(文書取扱：生活環境課)



延生第 492 号  
平成 23 年 1 月 6 日

株式会社NTTドコモ 代表者 様  
KDDI (株)  
ソフトバンクモバイル(株)

延岡市長 首藤正浩



### 携帯電話無線基地局設置時について (お願い)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、近年の科学技術及び情報化の著しい進展により、電波利用に対する需要は高まる一方で、特に携帯電話は生活の中に急速に普及しており、家庭電化製品と同様に日常生活においてなくてはならないものとなっております。

私たちは、普段からテレビやラジオの電波など四六時中、電波に囲まれた暮らしをしていますが、電波利用のますますの進展に伴い、電波による健康の影響に対する市民の関心が年々高まってきました。しかし、電波や電磁波に対する理解が十分でないこともあり、市民が混乱する一因ともなっています。

また、延岡市におきましては、携帯無線基地局の建設後から耳鳴りや頭痛などの健康被害を訴える住民が、事業者に対して操業差し止め訴訟を起こしており、それにともない市内に設置される基地局による人体への影響などの相談が多数寄せられています。

市では高さ15メートルを超える基地局を設置する場合は、「中高層建築物等に関する指導要綱」に基づき地元住民に対する説明会等の実施をお願いしているところでございます。

貴社におかれましては、電波法等関係法令に基づいて適切に事業を進められておられることと思っておりますが、当市の市民感情に配慮していただき、高さ15メートル以下の基地局についても、建設の際には地元住民に対して十分な周知や説明会の開催についてご配慮いただきますようお願いいたします。

文書取扱 延岡市生活環境課 河野裕一  
TEL: 0982-22-7001 Fax: 0982-21-4894

平成23年3月25日

延岡市長 首藤 正治 様

株式会社エヌ・ティ・テ  
九州支社 ネットワーク  
部長 熊高 信治

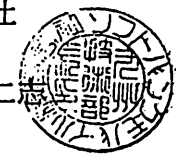


OK

KDDI株式会社  
福岡エンジニアリングセ  
ンター長 勝山 安朗



ソフトバンクモバイル株式会社  
モバイルネットワーク本部  
九州技術部 部長 三浦 仁志



携帯電話無線基地局設置時について (ご回答)

拝啓 貴市におかれましては、益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は携帯電話事業に格別のご協力、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年1月6日付(延生第492号)で拝受いたしました「携帯電話無線基地局設置時について(お願い)」に関しまして、携帯電話事業者3社の見解を下記のとおり述べさせていただきます。

つきましては、今後ともご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 携帯電話基地局から発射される電波は、国が定めた電波防護に係る規制を遵守して運用しており、人体への悪影響等は発生するものではないと認識しております。

2. 無線基地局の建設に当たっては、近隣にお住まいの方々へ、貴市が制定された「中高層建築物等に関する指導要綱」を遵守し、ご対応させていただいております。

なお、ご要望の15m以下の基地局建設におきましても、近隣にお住まいの方々からのご質問やご要望等ございましたら、状況に応じ、説明会の開催等、真摯に誠意をもってご対応させていただいているところです。

今後も基地局建設に当たりましては、貴市ご制定の指導要綱を遵守し、誠意をもって対応させていただく所存です。

123.3.30 平塚

以上

471

建設前の市長説明を要望した  
は(い)が重要である

建設前に市長説明は行なわれNTTに回答した

## 大貫町電波塔問題経過

- 平成18年 9月頃 大貫町のマンション屋上に携帯電話のアンテナ建設計画  
(塔の高さが4m以下のため、建築確認など不要)
- 10月1日 マンションオーナー宅に「中継塔を考える会」が建設中止の申し入れ
- 10月3日 区長がKDDIに説明会の開催を申し入れ
- 10月12日 区長から市に対し、中継塔の建設中止の要望書
- 10月16日 市がKDDIに対し、説明会を開催し、安全性について住民の理解を得るよう指導を行う。
- 10月18日 市が現地調査を実施  
KDDIが地元説明会を実施(大貫公民館 住民約100名参加)
- 10月20日 地元で建設中止を求める署名活動が始まる。  
(11月27日までに約4,000名が署名)
- 10月31日 KDDIに対し、区が建設反対の意見書提出
- 11月7日 区長が助役を訪れ、協力を依頼
- 11月27日 区が市長宛の陳情書を提出
- 11月28日 住民が健康被害を訴え始める
- 11月29日 市が、地元住民から署名簿が提出されたことを受け、KDDIに対し、  
地元住民への十分な説明と、誠意をもった対応を文書で依頼した。
- 平成19年 1月19日 区が熊本の総務省電波管理局に署名簿を提出  
※電波管理局は、業者に提出するものであると受け取りを拒否
- 2月14日 住民がKDDIに対して、電磁波で受けたという健康被害を説明
- 2月16日 市からもKDDIに対し、電磁波測定を依頼
- 2月27日 KDDIが電磁波測定  
※総務省電波管理局も立会った
- 3月12日 住民がアパートオーナー宅にアンテナ撤去依頼
- 3月20日 KDDIが電磁波測定結果を区と市長に報告
- 3月22日 地区区長が福岡のKDDIに行きアンテナ撤去の申し入れ
- ※ 一部の期日・内容等については、住民からの資料及びKDDI資料等を参考にしています。
- 4月 区長交代 柘植区長から染矢区長
- 6月26日 地元区より市長に陳情
- 7月11日 市長名で文書発送(総務省九州通信局長、KDDI社長)
- 8月1日 地元有志から要望、苦情  
KDDIから報告(市の質問に対して)

平成 19 年 9 月  
11 月

定例会市議会にて西原議員より質問あり  
29 日・30 日・12 月 1 日

平成 20 年 3 月

大貫町中区公民館において 3 日間健康相談開設

平成 21 年 12 月 16 日

定例会市議会にて西原、太田議員より質問あり

被害者住民が延岡地裁へ提訴

陳 情 書

私ども大貫中区と東大貫一区では大貫中区内に建設されてますKDDIの携帯電話無線基地局（アンテナ）の工事中止と施設の撤去を求めて活動を展開いたしております。理由は基地局より出される電磁波による健康被害が子どもたちに与える影響を大きく心配してのことです。

設置反対の一環として反対署名活動を展開して参りましたが、署名活動がまとまりましたので、先方側との交渉に関して延岡市の応援調整かたをお願い致したく本日この署名運動の中心になりましたメンバーと共にお願いにあがりました。宜しくお取り計らいくださいませ。

尚健康被害に関して周辺地域の皆さんと各種資料を取り寄せて勉強も致しました、確証は有りませんが、学者によっては、八才以下の子どもには携帯電話自体を使わせない方がよい等の明確な意見を発表されているかたもあるし、又電磁波アレルギー症と言う病名もあるそうです。それで子どもたちばかりでなく大人の我々にも被害が及ぶかも知れないとの不安に揺れております。

平成十八年十一月二十七日

陳情者代表 大貫中区 区長

柘植 健



延岡市長 様

陳情者代表以外の陳情者氏名

東大貫一区 区長	北林 東
大貫中区 副区長	松村 俊彦
大貫中区 婦人会長	鈴木 裕子
大貫中区 親子会代表	山口 千代美
大貫中区 組長代表	岡田 洋子
大貫中区 組長副代表	高木 富士子
東大貫 <del>西</del> 区 組長代表	岡本 はるみ

以上 代表とも八名でした。

# 「大貫町五丁目の携帯電話無線基地局撤去」 に関する署名活動

趣意書

《要望事項》

大貫五丁目の「平の前バス停」前に建設中のKDDI（AU）携帯電話無線基地局の建設中止・撤去

《趣旨》

全国各地で反対運動や裁判が起こっている事実がありながら、住民への事前説明会も開かれないのは不安であるとの住民の申入れで十月十八日にKDDIによる説明会が開かれました。百名以上の参加のもとKDDIより建設の説明・質疑応答が二時間以上にわたり行われました。KDDI側から、無線基地局設置の必要性について説明があり、安全面については総務省の基準値以内であり安全であるとの見解を総務省のパンフレットを使用しながら説明されました。

しかし地区住民は、今以上の機能を持った携帯電話の必要性は感じておらず周辺住民の人体への悪影響、子供達の将来の安全が大切でありKDDIの説明に納得できるものではありません。

私達住民が安心して暮らすためには、この環境を自ら守ることが必要です。被害が出てからでは遅いのです。

大貫町以外での建設も確認されている今、市民の皆様様の安心・安全の実現のために署名にご協力をお願い致します。

平成十八年十月二十日

大貫上区 区長 甲斐 貞夫

大貫中区 区長 柘植 健

大貫下区 区長 進 博史

東大貫一区 区長 北林 東



大貫町五丁目の「平の前バス停」前に建設中の  
 KDDI (AU) 携帯電話無線基地局の建設を  
 直ちに中止し、撤去することを要求します。

署 名 書

現在、大貫町の「平の前バス停」前にKDDI (AU) が建設している「携帯電話無線基地局」については地域住民に対して事前の説明もなく工事が行われています。完成後は、携帯電話無線基地局として二十四時間電磁波が発せられます。

電磁波については、その安全性がまだ確認されておらず現在世界保健機関 (WHO) で調査研究中ですが、すでに周辺住民の健康に悪影響を与えるという研究結果も発表されていると聞きました。

私たちは、このような人体への悪影響や不動産価格の下落など、住環境の悪化を招く恐れのある電波基地局の地区内での建設を認めるわけにはいきません。

住民と次の世代を担う子供たちの遠い将来の安全を守るため、疑わしきは回避せよという予防原則の立場に立って、KDDIによる携帯電話無線基地局の建設の中止と撤去を地域住民一体となって強く要求します。

平成十八年十月二十日

大貫上区 区長 甲斐 貞夫



大貫中区 区長 柘植 健







大貫下区 区長 進 博史



東大貫一区 区長 北林 東



氏 名	住 所	印
甲斐貞夫	大貫上区 255 世帯	
進 博史	大貫下区 262 世帯	
北林 東	延岡市大貫町三丁目 東大貫区 310 世帯	
柘植 健	大貫中区 280 世帯	



大貫町五丁目の「平の前バス停」前に建設中の  
 KDDI (AU) 携帯電話無線基地局の建設を  
 直ちに中止し、撤去することを要求します。

署 名 書

現在、大貫町の「平の前バス停」前にKDDI (AU) が建設している「携帯電話無線基地局」については地域住民に対して事前の説明もなく工事が行われています。完成後は、携帯電話無線基地局として二十四時間電磁波が発せられます。電磁波については、その安全性がまだ確認されておらず現在世界保健機関 (WHO) で調査研究中ですが、すでに周辺住民の健康に悪影響を与えるという研究結果も発表されていると聞きました。

私たちは、このような人体への悪影響や不動産価格の下落など、住環境の悪化を招く恐れのある電波基地局の地区内での建設を認めるわけにはいきません。

**住民と次の世代を担う子供たちの遠い将来の安全を守るため、疑わしきは回避せよという予防原則の立場に立って、KDDIによる携帯電話無線基地局の建設の中止と撤去を地域住民一体となって強く要求します。**

平成十八年十月二十日

大貫上区 区长 甲斐 貞夫

大貫中区 区长 柘植 健

大貫下区 区长 進 博史

東大貫一区 区长 北林 東



氏名	住所	所属	印
署名 祐助は	10月23日より開始して11月22日		
現在で大貫町内外を合せて四、一〇三名			
の1/4から	賛同をいたさる多くの		
署名を集	つめることが出来た		
ここに署名を添	の字を添えて報告します		



19年6月議会

**太田 龍 議員**

人間は、生活が便利になればなるほど、さらに利便性を追求するもので、それが人間にとって決して幸福をもたらさないということは、例えば、自動車の出現によって起きた排気ガス公害、交通事故の多発など、そのような例は、現代社会を生きる私たちの身の周りにはたくさんあります。

最近の顕著な例は、携帯電話の普及ではないでしょうか。皆さんも、ほとんど持っていて、日常的に利用していますが、今、第三世代の携帯と言われる多くの機能を持った携帯に変わってきております。それに伴い、市内各地に、新たに携帯アンテナが建設されています。以前であれば高い鉄塔を建設していたものが、最近ではアパートの屋上等にも建設されるようになり、各地では電磁波障害を心配する住民運動により建設をめぐるトラブルが生じています。市内においても、大貫地区で、アパートの屋上に建設されたアンテナによる電磁波と思われる体調不良を訴える住民が多数出ている事態になっております。

昨年来、当局においては、住民の不安解消のために、設置業者と住民の間に立ち、調査に立ち会ったり、電波管理者の総務省と話をされたりと、解決に向け尽力されていることは承知しています。

しかし、最近、地元区としては、区民が健康不安に陥ったこともあり、区長名で健康調査を行いました。その結果は、配布枚数百四十三戸、回収百四戸で、何らかの体調不良を訴える住民が四十二戸、六十三名となっています。アンケートの範囲を広げれば、まだ多数の体調不良を訴える方はふえると思います。地元住民にとっては、非常に不安で深刻な状況になっております。

そこで、当局が携帯アンテナ建設に関して、昨年来、この問題に関して対応、設置者と総務省との話し合いの経過など、市として今後できる対策などについて、市民環境部長にお伺いします。

**市民環境部長**

お答えいたします。

携帯電話のアンテナ設置の経過と対策についてのお尋ねでございます。

これまでの経過につきましては、昨年十月に大貫中区から携帯電話中継塔の建設中止の要望書が提出されたことを受け、まず、携帯電話会社に対して、説明会を開催し、地元の方々の理解を得るように指導を行ったところでございます。

その後、地元の方々と携帯電話会社との協議が持たれましたが、話し合いがつかず、地元から市に中継塔の設置中止を求める署名簿が提出されたところでございます。

しかし、市には許認可などの権限がなかったため、携帯電話会社に対して、地元の方々への十分な理解と誠意を持った対応を行うよう、文書で依頼したところでございます。

携帯電話中継局が運転を開始した後は、健康被害を訴える地元の方々が出てきたことで、地元と市、及び総務省の九州総合通信局の立ち会いのもと、携帯電話会社が電磁波の測定を行ったところでございます。

この測定数値につきましては、すべて基準値以下であり、該当の地元の方々に直接通知したとの報告を受けております。

電磁波については、国が直轄する業務であり、直接的には市が指導する立場にはありませんが、地元の方々が不安を訴えている事実もあり、市としても、携帯電話会社と総務省の九州総合通信局と連絡をとり、地元の方々の不安解消に向け要望をするなど、引き続き対処していきたいと考えております。

以上でございます。

陳 情 書

私ども大貫中区と東大貫一区では大貫中区内に建設されてますKDDIの携帯電話無線基地局（アンテナ）の工事中止と施設の撤去を求めて活動を展開いたしております。理由は基地局より出される電磁波による健康被害が子どもたちに与える影響を大きく心配してのことです。

設置反対の一環として反対署名活動を展開して参りましたが、署名活動がまとまりましたので、先方側との交渉に関して延岡市の応援調整かたをお願い致したく本日この署名運動の中心になりましたメンバーと共にお願いにあげりました。

宜しくお取り計らいくださいませ。  
尚健康被害に関して周辺地域の皆さんと各種資料を取り寄せて勉強も致しました、確証は有りませんが、学者によっては、八才以下の子どもには携帯電話自体を使わせない方がよい等の明確な意見を発表されているかたもあるし、又電磁波アレルギー症と言う病名もあるそうです。それで子どもたちばかりでなく大人の我々にも被害が及ぶかも知れないとの不安に揺れております。

平成十八年十一月二十七日

陳情者代表 大貫中区 区長

柘植 健



延岡市長 様

陳情者代表以外の陳情者氏名

東大貫一区 区長

北林 東

大貫中区 副区長

松村 俊彦

大貫中区 婦人会長

鈴木 裕子

大貫中区 親子会代表

山口 千代美

大貫中区 組長代表

岡田 洋子

大貫中区 組長副代表

高木 富士子

東大貫一區 組長代表

岡本 はるみ

以上 代表とも八名でした。

# 「大貫町五丁目の携帯電話無線基地局撤去」 に関する署名活動

## 趣意書

〈要望事項〉  
大貫五丁目の「平の前バス停」前に建設中のKDDI（AU）携帯電話無線基地局の建設中止・撤去

## 〈趣旨〉

全国各地で反対運動や裁判が起こっている事実がありながら、住民への事前説明会も開かれないのは不安であるとの住民の申入れで十月十八日にKDDIによる説明会が開かれました。百名以上の参加のもとKDDIより建設の説明・質疑応答が二時間以上に行われました。

KDDI側から、無線基地局設置の必要性について説明があり、安全面については総務省の基準値以内であり安全であるとの見解を総務省のパンフレットを使用しながら説明されました。

しかし地区住民は、今以上の機能を持った携帯電話の必要性は感じておらず周辺住民の人体への悪影響、子供達の将来の安全が大切でありKDDIの説明に納得できるものではありません。

私達住民が安心して暮らすためには、この環境を自ら守ることが必要です。被害が出てからでは遅いのです。

大貫町以外での建設も確認されている今、市民の皆様ご安心・安全の実現のために署名にご協力をお願い致します。

平成十八年十月二十日

大貫上区 区長 甲斐 貞夫

大貫中区 区長 柘植 健

大貫下区 区長 進 博史

東大貫一区 区長 北林 東



大貫町五丁目の「平の前バス停」前に建設中の  
 KDDI (AU) 携帯電話無線基地局の建設を  
 直ちに中止し、撤去することを要求します。

署 名 書

現在、大貫町の「平の前バス停」前にKDDI (AU) が建設している「携帯電話無線基地局」については地域住民に対して事前の説明もなく工事が行われています。完成後は、携帯電話無線基地局として二十四時間電磁波が発せられます。

電磁波については、その安全性がまだ確認されておらず現在世界保健機関 (WHO) で調査研究中ですが、すでに周辺住民の健康に悪影響を与えるという研究結果も発表されていると聞きました。

私たちは、このような人体への悪影響や不動産価格の下落など、住環境の悪化を招く恐れのある電波基地局の地区内での建設を認めるわけにはいきません。

住民と次の世代を担う子供たちの遠い将来の安全を守るため、疑わしきは回避せよという予防原則の立場に立って、KDDIによる携帯電話無線基地局の建設の中止と撤去を地域住民一体となって強く要求します。

平成十八年十月二十日

大貫上区 区长 甲斐 貞夫



大貫中区 区长 柘植 健



大貫下区 区长 進 博史



東大貫一区 区长 北林 東



氏名	住所	印
甲斐貞夫	大貫上区 255 世帯	
進 博史	大貫下区 262 世帯	
北林 東	延岡市大貫町 310 世帯 東大貫区	
柘植 健	大貫中区 280 世帯	

大貫町五丁目の「平の前バス停」前に建設中の  
 KDDI (AU) 携帯電話無線基地局の建設を  
 直ちに中止し、撤去することを要求します。

署 名 書

現在、大貫町の「平の前バス停」前にKDDI (AU) が建設している「携帯電話無線基地局」については地域住民に対して事前の説明もなく工事が行われています。完成後は、携帯電話無線基地局として二十四時間電磁波が発せられます。

電磁波については、その安全性がまだ確認されておらず現在世界保健機関 (WHO) で調査研究中ですが、すでに周辺住民の健康に悪影響を与えるという研究結果も発表されていると聞きました。

私たちは、このような人体への悪影響や不動産価格の下落など、住環境の悪化を招く恐れのある電波基地局の地区内での建設を認めるわけにはいきません。

**住民と次の世代を担う子供たちの遠い将来の安全を守るため、疑わしきは回避せよという予防原則の立場に立って、KDDIによる携帯電話無線基地局の建設の中止と撤去を地域住民一体となって強く要求します。**

平成十八年十月二十日

大貫上区 区長 甲斐 貞夫



大貫中区 区長 柘植 健



大貫下区 区長 進 博史



東大貫一区 区長 北林 東



氏 名	住 所	印
署名活動は	10月23日より開始して11月22日	
現在で大貫町内外を合せて四、一〇三名		
の一方から賛同をいたしたき多くの		
署名を集めることが出来ませんでした。		
ここに署名活動の字しを添えて報告します。		





大貫携帯電話基地局の市長陳情について

長友

甲斐

篠

橋倉

新井

2007.6.27

とき：2007.6.27. 10:00～10:45

ところ：市長室

出席者

大貫中区、大貫中区健康と財産を守る会： 染矢区長、岡田代表、計14名

市会議員：西原議員、松田議員、太田議員

マスコミ：デイリー、朝日、毎日、読売、西日本、以上5社

市：首藤市長、佐伯課長、安本

染矢区長

本日は、私以外は健康被害を感じている方々が来られている。法がどうであろうとこれだけの人が多くの異常を訴えている現状を考慮していただきたい。

岡田代表

健康調査の結果について報告

その後、各人が被害を訴える。

その内容は、事前にマスコミに投げ込まれた内容が大部分であった。

注目すべき意見としては、以下のようなものがあつた。

- ・携帯基地局ができたことによって住民が不安に陥っている。(●●●さん)
- ・健康被害を訴える人は今現在も増えている。私も最近症状がでた(●●●さんの奥様)
- ・建物の階数、時間帯によっても異なる。1Fよりも3Fが高かつた。時間帯は17時～19時の間がひどいように思う。(岡田代表)
- ・調査対象を広げれば、被害者はまだ増える。また、これは今後も続く問題である。最近、電化製品等でも影響があるようになった。延岡を出て、電磁波の影響の少ないところに行くと、少し改善される。(岡田代表の奥様)
- ・その他、他地域から延岡に帰ってきて体調が悪くなつた、仕事場では悪くないが家に帰ると悪い、客が他の地域からきて異常を感じた等、この地域の異常性を語る報告がいくつあつた。

基地局の高さ(岡田代表、染矢区長)

大貫の基地局は、他のものより高さが低い。このように低いものはあまり見ないが・・・。

前区長の時に、KDDIが電磁波の調査を実施し、基準値内という報告であつた。このような状況では、基準値内であればよいということにはならない。他の場所と比べて測定値は高いのか？

(市長コメント)

- ・基地局の件については、市に権限がない。
- ・市民の意見について、それを代表して伝えていく。
- ・基地局のアンテナの高さについては、他の施設との比較も含め、調査してみたい。
- ・改めてKDDIにも伝える。

いずれにしても、これだけ多数の方々の訴えがあるので、できる限りの対策はとりたい。

対応


市でできることを整理 (6/27 16時より 市長室にて市長と協議)

○住民からでてきた陳情を関係機関につなぐ

KDDI：真摯な対応をお願いします

総務省：全国的には珍しい例であるので、調査、対応をお願いします。

○着地点を住民は「基地局の撤去」としているが、現時点で合法的に進められていることについて、同じスタンスはとれない。

敬告： 市代 

## 健康調査まとめ

- 調査月日 平成19年5月1日から5月10日  
○調査者 大貫中区区長  
○調査区域 延岡市大貫町 大貫中区の一部  
○調査結果 今回の調査は症状の訴えのあった大貫中区の一部を中心に実施しました。調査の世帯数は143戸で、回答は104戸でした。

この回答戸数の内、体調不良の方がいる世帯は42戸、家族数は63名です。なお、この42戸以外で、テレビの写りが悪くなった戸数が7戸ありました。

* 調査票配布戸数	143戸
回答戸数	104戸
104戸の内訳	
体調不良	42戸 63名
体調不良があるともないとも言えない	1戸
テレビ等が写らない等の現象がある	7戸
異常なし	53戸
内容未記入	1戸

## ○主な症状等

今回の調査に関して、体調不良と申し立てられた63名の方の主な症状は次のとおりです。

耳鳴りについては、当初は自宅や事務所のみであったものが、場所が異なっても、常時、感じるようになるようです。

○耳鳴り、頭痛・後頭部の痛み・偏頭痛、肩こり、入眠剤を飲まないと眠れないなど。

体調不良の方の症状一覧

平成19年5月12日現在

地点	世帯主名前	体調不良者数	症 状	そ の 他
***	***	2	頭痛・キーンと耳鳴りがする・内臓に違和感(胃・腸・肝臓の背中側)・首筋の凝り	1月15日頃野村クリニック・完治しない 耳鳴りがおさまらない内臓の違和感が時々ある
***	***	2	11月より自宅で耳鳴り、12月末より自宅を離れても耳鳴りがし基地局PHS近くに行くと強くなる。 体のしびれ・方向感覚がおかしい時があった・胸腹の痛み・後頭部の痛み・目の痛み 入眠剤を1月より飲んでいる。体重が2人とも減少した。	1月8日頃小池耳鼻科・県立病院 2人とも聞こえも普通・鼓膜も異常なし 検査で高い周波数をとらえているという結果 町・山・海すべての基地局に反応し体を休める場所がどこにもない。自宅と仕事を空家にして出ている。携帯電話のつながらない空家をさがしている。
***	***	2	入眠剤を飲まないと思えない・後頭部が強い力で締め付けられるような感じがある たびたび頭痛がある	
***	***	1	後頭部が強い力で締め付けられるような感じがある。目の表面が乾く。目の玉の奥がねじられるような感じがある。	自宅は大貫町ではありませんが、仕事で1日のほとんどを過ごしております。
***	***	1	肩から腕、肘の方にかけて痛くて眠れない。早く目覚める。肩から腕、肘が痛くておきどころがなく困る。注射は週に3回位 今まで肩こりの経験がなかったのに、異常に肩が凝るようになった。 後頭部から肩甲骨の付近まで広範囲に異常な肩こりを感じる。	
***	***	4	頭痛(頭のしんが重たい)・めまい・耳鳴り・目の玉の奥が重く痛い	4月初旬 木谷耳鼻科・完治しない 耳鳴り・めまいが続いている・今までなかったのに 最近体調が悪いなと感じていました
***	***	3	年齢のせいかもしれませんが、肩こりがひどくなりました。耳鳴りが数回ありました。子どもが洗濯機が回ってもいないのに回っている音がすると訴えた	
***	***	1	11月に耳鳴りがして耳鼻科に行ったが異常なしの診断だった。又頭痛があつて脳神経外科で検査を受けCTスキャンを撮ったが異常なし。	11月井手耳鼻咽喉科クリニック 2階で寝ると耳鳴りがするので1階に寝ている。
***	***	1	3才の子供 今まで夜泣きしなかったのが、頻繁に夜泣きしました。	
***	***	3	時々頭痛がする。今の所病院に行くほどではないが様子を見ている所です。 駐車場に置いてある車・玄関のドアに静電気がおきる回数が多くなった。 携帯電話基地局やPHSアンテナの近くに行くと耳鳴りが強くなる。度々頭痛がある。	テレビが写らなくなった。ベランダに毎朝来ていた小鳥が来なくなった。
***	***	1	2月頃からシーンという耳鳴りがし始めた。	
***	***	1	偏頭痛があつたが、回数が多くなったような気がします。	
***	***	2	耳鳴りや頭痛。夕方は強く感じる。安定剤を毎日飲んでいる。気分がすぐれない	1月19日頃佐藤医院・完治しない 全然良くならず、耳鳴りもひどくなる。 頭がぼーとなる事が時々ある

地点	世帯主名前	体調不良者数	症 状	そ の 他
***	***	1	H19. 2. 6よりキーンと耳鳴りがする	井手耳鼻科(2/9)県病院(2/19.27.3/12) 米田脳神経外科(2/20)・完治しない キーンと耳鳴りしている。 平野前交差点でスピードメーター探知機がいつも鳴り出す
***	***	1	肩こりと手先のしびれを感じるが多くなった。	
***	***	2	高校生・キーンという耳鳴りがする。頭痛がひどくなった。 父親・キーンという耳鳴りがする	
***	***	1	シーとかキーンという音で耳鳴りがする。 症状は1月の末頃からで、音量がだんだん強くなっている。 耳鳴りはほぼ24時間。(自宅にいる時)	
***	***	2	今年に入ってから時々片耳だけに心臓の拍動音(トクットクツというような感じ)の耳鳴りがする事がある。(小学生)。昨年末ぐらいから身体のおむくみを感じる(40代)	
***	***	1	高校生・ジージーという耳に残る音がうるさいと言うので、以前家中電気器機の音かと思うところが原因か探したが不明で、娘には感じるらしい。	時々夜ジージーと聞こえ、勉強に支障がある。
***	***	1	時々耳鳴りがあり、 <u>ストレスからくるヘルペスにかかった。</u>	H19.1.19頃小池耳鼻科・完治しない・左記の通り ベランダに毎朝来ていた小鳥が来なくなった。
***	***	2	頭痛・キーンという耳鳴りがする・鼻血	12月頃・ほうし山子どもクリニック・高見整形外科・完治しない 頭痛・耳鳴り・静電気
***	***	1	頭痛がする	小鳥が来なくなった。
***	***	3	耳鳴り・後頭部の頭痛・前頭部の頭痛・目がショボショボする・顔面神経痛・胸の痛み(締め付けられる様な)・入眠剤を飲まないと眠れない(車のリモコンキーが効かない事がある)	車のリモコンによるキーロックやキー解除が他の場所では問題ないのに、自宅の駐車場で効かない事が度々あるようになった。
***	***	1	シーンという耳鳴りが以前よりするようになった。	
***	***	1	風呂に入った時だけ耳に水が入った感じになる。 娘が予備校に行って、帰ってきた時に後頭部がおかしいと言っている。 今県外にいるが、どうもないと言う。	
***	***	1	肩こりがひどくなった。後頭部から肩胛骨の付近まで広範囲に異常な肩こりを感じる。 足首から先が冷たいような感じがある。	
***	***	1	耳鳴りがする	
***	***	1	老齢の事もありますが、最近眠れないので睡眠薬を飲んでます。	

地点	世帯主名前	体調不良者数	症 状	そ の 他
***	***	1	耳鳴り(金属音)・めまい・頭痛 低血圧だが70年生きて3月に80-40の時あり。	米田脳神経外科(4/7) 野村クリニック(4/25) 完治しない。年齢的な持病でもあるが前と異なる・気力なし・だるい・頭痛・頭がかるくてファファする。去年まで薬で治ったが今年には治らない。
***	***	2	耳の奥がつまった感じがした。時々ポッコポッコと音がした。2回通院しました。	2/8、2/15井手耳鼻咽喉科・完治した 耳は良くなったと思いますが、時々目が痛い時がある。
***	***	2	足・腰が痛い。朝・夕は鼻水が多く出るようになった。	湿布薬で我慢している。
***	***	1	耳鳴りがする(ジーン、キーン)。めまいがする。頭痛がする夜眠れない。体がだるい。	
***	***	2	頭痛がひどい。キーンと耳鳴りがする。 後頭部が強い力で締め付けられるような感じがある。 子供が「家にいると頭が痛い」という。	4月に米田脳外科・佐々木整骨院・完治しない 頭痛・耳鳴り
***	***	2	腰痛がある。手足、両腕の先が痺れるような感じがある。太もも・ふくらはぎ。足首から先が痺れるような感じがする。足首から先が冷たいような感じがある。度々頭痛がある。これまで耳鳴りの経験はなかったのに、11月中旬から(あるいは12月、1月、2月から)金属音の耳鳴りがするようになった。	2月中旬発病。3月2日平野整形・完治しない
***	***	1	たびたび頭痛がある。後頭部から肩甲骨の付近まで広範囲に異常な肩こりを感じる。腰痛がある。以前から時々偏頭痛があったが、それが頻繁になった。	
***	***	1	腹から胸にかけてモヤモヤ感がある	
***	***	1	耳鳴り(キーン)。肩こりがひどくなった。指の一部の痺れ。	
***	***	2	平成19年1月頃から耳鳴りがするようになった。(ズーンズーンと鳴る) 主人は肩こりがひどくなった。目の表面が乾く。	平野前のバス停付近ではスピードメーター探知機がガーガーと鳴る。
***	***	1	キーンという耳鳴りがする。	現在も耳鳴りがしている。
***	***	1	頭痛がする。肩こりがひどくなった。シーンという耳鳴りがする。 頭痛・肩等の痛みでパッフアリン等を使用している。	
***	***	1	耳鳴りは10数年前からですが、年々ひどくなっているようです。両肩が痛むんですが、スポーツのせいだとあきらめて最近では病院にも行っていません。 最近での変調は目の中がコリコリする。	
***	***	1	11月頃から2月頃(ジリジリ)耳鳴りで眠れなかった。 耳鳴りのため夜が眠れない、あるいは熟睡できない。	
合計	42世帯	63名		

現象の変化

平成19年5月15日現在

地点	世帯主名前	健康被害者数	症 状	そ の 他
***	***			TV画像が乱れる時期があった。 現況は乱れ現象はないが、時折ある時間帯に横線が発生する。
***	***			横の休耕田には良く鳩が4.5羽飛びまわっていましたが、いつの頃からかわからないけど近頃さっぱり見受けなくなりました。
***	***			テレビが写らなくなった。 ケーブルテレビなどが一部受信できなくなることがたまにある。
***	***			テレビ写りが悪くなった。
***	***			家に居着いていたコウモリがいなくなった。
***	***			平野前のバス停付近ではスピードメーター探知機がガーガーと鳴る。
***	***			ベランダに毎朝きていた小鳥が来なくなった。
合計	7世帯			

体調不良が有りとも、無いとも言えない方

地点	世帯主名前	家族数	症 状	そ の 他
***	***	2		
合計	1世帯			